

国民経済計算の作成基準の設定について

1 背景等

- (1) 今般の統計法改正によって、内閣総理大臣は、国民経済計算の作成基準を、統計委員会の意見を聴いて定めることとなった。
- (2) 上記「作成基準」に関する審議は、統計委員会において行われるものであるが、事務局としては、現在の体系整備検討委員会に相当する専門調査会を統計委員会の下に設置し、審議頂きたいと考えているところ。

2 「作成基準」の内容について

統計法第6条では、国民経済計算について、以下のとおり規定。

(国民経済計算)

- 第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする

①「国民経済計算」

国民経済計算は、一国の経済循環の全体像を把握することを目的として作成される経済統計である。現在は、1993年に国連統計委員会で採択された「1993年改訂 国民経済計算の体系（93SNA）」が国際的な基準となっている。

なお、法律上は、「国民経済計算」については、内閣府設置法第4条（所掌事務）第3項第六号において、「国民経済計算に関すること」と規定されており、内閣府において作成する、国民経済計算確報及び速報を指している。

②「基準に準拠」の意味

ここでいう「国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準」は、現在では、いわゆる「1993年SNA」を指している。1993年SNAは、世界の様々な経済発展の段階にある諸国が対応できるように、基本的な考え方の枠組みを示すものであって、各国の経済実態や統計整備の状況に応じて対応することができるように、柔軟性の高い指針となっている。すなわち、望ましい概念が示される一方で、十分な統計が存在しない場合には、容認しうる概念が示されている。このため、1993年SNAを各国が適用する際には、示された選択肢のいずれを選択するか、またどの部分について1993年SNAを適用し、どの部分について適用しないかを適用するかを決定する必要がある。

③「作成基準」において規定する内容

統計法でいう「作成基準」は、統計作成のために必要な概念に関するものを想定しており、統計作成のための具体的な手法や、利用する基礎統計の種類や指定など、推計手法の選択に関するものは想定していない。

具体的には、「1993年SNA」に規定されているような、

- ・ 勘定体系のあり方
- ・ 制度部門のあり方
- ・ 勘定の規則
- ・ 生産や資産の境界

等を想定している。